

**病院経営システム構築に向けたシステム整備に係る情報提供依頼（RFI）実施要領
（病院経営システム、人事・給与・庶務システム、財務会計システム）**

**地方独立行政法人大阪府立病院機構 本部事務局
アビームコンサルティング株式会社
（システム整備調査等委託事業者）**

1. 背景と目的

地方独立行政法人大阪府立病院機構本部事務局（以下「機構本部事務局」という。）が行う本病院経営システム構築に向けたシステム整備に係る情報提供依頼は、令和3年6月30日に更新をむかえる「病院経営システム」の構築に関する調査を実施しています。

病院経営システムは、平成18年4月地方独立行政法人大阪府立病院機構（以下「機構」という。）の設立とともに、業務運営の機動性、自立性、透明性を確保してきました。また、大阪急性期・総合医療センター、大阪はびきの医療センター、大阪精神医療センター、大阪国際がんセンター、大阪母子医療センターと本部事務局の経営にかかる経営基盤の業務を標準化し、集約して積極的に効率化し、安定的に運用できるようにしてきました。その結果、経営、経理及び人事給与等横断型のシステムとして約12年間にわたり安定的なシステム運用と業務運用の定着を成し遂げてきました。

本依頼は、病院経営システムに係る環境構築に関して、将来像や導入スケジュールの検討と所要費用の精査を行うため、関連情報や資料提供の依頼を行うものであり、本依頼の実施をもって、機構が調達を行うことの約束や、参加者に特別の地位を約束するものではありません。また、本依頼を辞退した事業者についても不利益を被ることはありません。

なお、提供頂いた情報や資料については、今後の病院経営システム整備に係る調達の検討資料（インプット資料）として参りますので、積極的な情報・資料の提供をお願いします。

2. 対象となるシステムの概要

| 区分 | システムの定義 | |
|----|------------------------|--|
| 人給 | 人事 給与 庶務 システム | <p>人事機能、勤態機能、打刻機能、給与・アドオン機能を有するシステム</p> <p><人事機能、勤態機能></p> <p>当機構の規程、規則、雇用保険法、地共済組合法、労働基準法、運営要領、条例等に基づく、人事管理、医療現場の複雑な勤務管理、勤態管理を行うシステム</p> <p><打刻機能></p> <p>深夜、当直等複雑な勤務の入退を人事勤態システムに連携し、遅刻早退打刻漏れ判定を行うシステム</p> <p><給与・アドオン機能></p> <p>当機構及び大阪府の給与・賞与規程に基づく支給、機構及び大阪府の規程や地共済法等に基づく控除、改定による差額支給、退職、住民税特別徴収、地共済への連携データ作成に対応するシステム、財形貯蓄管理、手当自動遡及、汎用連絡票システム、人事記録、社会保険控除計算システム、賃金台帳作成システム</p> |

| | | |
|---------------|------------------|--|
| 財務 | 財務会計・未収金管理システム | <p>財務会計機能、未収金機能を有するシステム</p> <p><財務会計機能> 地方独立行政法人の規程、当機構の規程による「地方独立行政法人会計基準」に基づく財務会計（病院特有の会計処理による収入管理、支出管理、資産管理、債務管理を含む）及び管理会計（予算管理を含む）を行うシステム（独立行政法人に対応するものでも可）</p> <p><未収金管理機能> 医事システム（5病院）から患者未収金情報を取り込み、未収金請求、督促、未収金取込、回収対応履歴等の患者未収金管理を行う債権管理システム。現金、銀行振込の回収方法に加えて、収納代行業者を活用してコンビニエンスストアと郵便局での支払が可能</p> |
| 基盤／文書・グループウェア | 文書起案システム | 当機構の規程、大阪府情報公開条例が規定する簿冊管理等を含む法人文書の起案システム |
| | ポータル／グループウェアシステム | 機構の情報伝達、規程等周知通知にかかるスケジュール、施設予約、掲示版、メール、アドレス帳、規程集掲示、メッセージ交換を行うシステム |
| | 基盤システム | <p>サーバ、端末、統合監視、メール・インターネット、ネットワーク、ICカード認証等の機能を有するシステム</p> <p><サーバ> 各アプリケーションと互いの連携・ネットワークを支える基盤</p> <p><端末> 病院経営システムの動作保証するクライアント端末</p> <p><統合監視> 業務システムのシステム稼働状況、セキュリティ、ネットワーク監視、ウィルス対策、集配信サーバを監視する機能</p> <p><メール・インターネット> メールやインターネット等各職員の情報伝達網集配信システム</p> <p><ネットワーク> 5病院と本部と各システムを連携するネットワーク</p> <p><ICカード認証> ICカードによるクライアントPCへのログイン及びユーザ操作を収集、セキュリティ管理をする機能</p> |

3. 情報提供依頼に付する事項

本依頼では、地方独立行政法人大阪府立病院機構（以下、「当機構」とする）が提示する各資料に基づき、以下に示す各項目について資料の提供を依頼します。

(1) 提示資料

| 資料名称 | 概要 |
|--------------------|---|
| 第四期システム整備に係る情報提供依頼 | <ul style="list-style-type: none">● 実施要領（詳細）● 別紙 1 費用見積前提● 別紙 2～9 機能要求事項に係る関連資料一式 |
| 回答様式 | <ul style="list-style-type: none">● 様式 1 情報提供依頼事項（特に情報提供を望む事項）● 様式 2 質問票 |

(2) 依頼する情報の内容

| 要件 | 依頼事項 |
|-------------------|--|
| 初期費用・運用保守費用に関する要件 | 本システム構築・運用に必要な経費情報 【対応する回答様式】 <ul style="list-style-type: none">● 様式 1 情報提供依頼事項 |
| 導入スケジュールに関する要件 | ● 本システム構築に係るスケジュール 【対応する回答様式】 <ul style="list-style-type: none">● 様式 1 情報提供依頼事項 |
| 特に情報提供を望む事項 | <ul style="list-style-type: none">● 要求事項の策定にあたり意見を求めたい事項● 提案するシステムの構成案 【対応する回答様式】 <ul style="list-style-type: none">● 様式 1 情報提供依頼事項 |

4. 実施期間

以下のとおり実施してください。

(1) 実施期間

| 要件 | 依頼事項 |
|--------------------|---|
| 参加表明 （関係資料交付開始） | 令和1年6月3日（月）～令和1年6月14日（金） （参加表明を受付後、令和1年6月17日（月）までにメール送付） |
| 質問受付 （質問回答） | 令和1年6月24日（月）まで （令和1年6月27日（木）を目途に回答） |
| 提出期限 | 令和1年7月5日（金）15:00まで |

5. 参加表明

(1) 参加表明方法

本件への参加申請については、以下の要領の通り、参加表明をメールにてご連絡ください。参加の確認が取れ次第、令和1年6月17日（月）までに資料一式を、アビームコンサルティング（システム整備調査等委託事業者）より電子メールにて配布します。

なお、参加表明後に辞退する場合は、同様の方法で必ず連絡を行ってください。

- 受付期限 : 令和1年6月14日(金)まで
- 通知方法 : 「様式6 参加申込書」「様式7 秘密保持誓約書」(PDF等電子データ)を記入・添付の上、参加する旨をメールで送付してください。
なお、本RFIでは本機構が指定する単位での回答を認めるため、「様式6 参加申込書」にて『回答する対象システム』を回答すること。
- メール送付先 : 地方独立行政法人大阪府立病院機構本部事務局
- メールアドレス : systemg-1@opho.jp
- 表題 : 【病院経営システム整備RFI】参加表明(参加者名)
- その他 : 「秘密保持誓約書」は正本(印付きのもの)を別途下記まで提出してください。(郵送でも可)

〒541-8567
大阪市中央区大手前3丁目1番69号
地方独立行政法人大阪府立病院機構
本部事務局人事グループ

6. 資料提供依頼に関する質問

(1) 質問方法

本依頼について質問がある場合は、以下の要領にてご提出ください。

- 提出期限 : 令和1年6月24日(月)15:00まで
- 提出方法 : 様式5 質問票を添付し電子メールを送付してください。
- メール送付先 : アビームコンサルティング(システム整備調査等委託事業者)
- メールアドレス : RFI受付担当 : JPABOPHDL@abeam.com
- 表題 : 【病院経営システム整備RFI】質問送付(参加者名)

(2) 質問の回答

質問内容に関する回答は、以下のとおりとします。

- 回答日 : 令和1年6月27日(木) 目途
- 回答方法 : 質問回答の一覧を、全参加事業者の担当者へ電子メールで送付します。
- その他 : 回答の準備が整えば回答日を待たずに送付します。

7. 依頼資料の提出方法

(1) 資料の提出

資料の提出については、以下の日時、宛先まで電子メールにて提出をお願いします。

この際、本RFIで提示している提出様式については、今後分析等に活用するため、PDF等への変換を行わずに提出ください。なお、様式以外で提出いただく資料(例:提案システムパンフレット)については、PDF等編集のできないデータ形式で構いません。

また、機構から指定した様式に加え、参加者における各項目での提案等がある場合、提案内容を示した資料を同送してください。追加提案等については、特に様式の指定はありません。

- 提出期限 : 令和1年7月5日(金) 15:00まで
- 提出方法 : 依頼資料(様式1)を添付し電子メールを送付してください。
- メール送付先 : アビームコンサルティング(システム整備調査等委託事業者)
- メールアドレス : RFI 受付担当 : JPABOPHDL@abeam.com
- 表題 : 【病院経営システム整備 RFI】回答送付(参加者名)

8. その他

- ① 資料提供頂いた参加者に対し、必要に応じて、後日ヒアリングをさせていただく場合があります。
- ② 本依頼の実施に要する一切の費用は、参加者の負担とします。
- ③ 提出された資料に関しては、返却しません。
- ④ 本依頼でご提供いただいた資料については、「1. 背景と目的」に示した範囲内において機構(本業務を委託している事業者を含む)にて利用します。また、提供いただいた資料は、提供事業者が無断で第三者に開示することはありません。
- ⑤ 本依頼の実施をもって、機構が調達を行うことの約束や、参加者に特別の地位を約束するものではありません。また、本依頼を辞退した事業者についても不利益を被ることはありません。
- ⑥ 本調査資料は、善良なる管理者の注意をもって保管管理するとともに、第三者に譲渡、提供せず、本目的のために知る必要のある者以外に閲覧等させないようお願いします。
- ⑦ 本依頼に関する問い合わせ先

| |
|---|
| 〒541-8567 大阪市中央区大手前3丁目1番69号 地方独立行政法人大阪府立病院機構 本部事務局人事グループ TEL : 06-6809-5413 |
|---|

以上

「病院経営システム構築に向けたシステム整備に係る情報提供依頼（RFI）」参加申込書

年 月 日

(あて先)

地方独立行政法人大阪府立病院機構本部事務局

所在地

商号または名称

代表者名

印

「病院経営システム構築に向けたシステム整備に係る情報提供依頼（RFI）」に，参加を申込みます。ついては，関係資料の提供を願います。

会社名

所属

担当者名

電話番号

FAX番号

eメールアドレス

回答する対象システム 全領域 人給 財務 基盤/文書・グループウェア

秘密保持誓約書

_____（以下「乙」という。）は、地方独立行政法人大阪府立病院機構本部事務局（以下「甲」という。）が実施する「病院経営システム構築に向けたシステム整備に係る情報提供依頼」（以下「本RFI」という。）に関し、以下のとおり秘密保持誓約書を提出する。

（秘密保持の範囲）

第1条 本誓約書において秘密情報とは、本RFIに関して甲から乙に開示される情報のうち、甲が非公開のものとして管理する一切の情報をいう。なお、口頭、実演、上映、投影、その他書面又は物品以外の媒体により秘密情報を開示する場合には、甲は開示する際に秘密である旨を明示し、且つ開示後30日以内に、当該秘密情報を書面にて取りまとめ、秘密である旨を明示した上で、乙に送付するものとする。

2 前項にかかわらず、次の各号のいずれかに該当する情報は、秘密の表示又は明示の有無を問わず、本誓約書にいう秘密情報に当たらないものとする。

- (1) 乙が甲から開示された時点で既に合法的に知得していたか、又は公知の情報
- (2) 乙が甲から開示を受けた後、乙の故意又は過失によらず公知となった情報
- (3) 乙が第三者から秘密保持義務を負うことなく正当に入手した情報

（秘密情報の使用制限）

第2条 乙は、本RFIに係る業務を遂行する従業員以外の第三者に対して、秘密情報を遺漏・開示しないものとする。

2 乙は、本RFIに参加する目的にのみ秘密情報を使用するものとし、他の業務目的に転用又は盗用しないものとする。

3 前2項の規定にかかわらず、法令又は裁判所の指示等により秘密情報の開示を要求された場合には、乙は、要求の範囲内において当該秘密情報を開示できるものとする。

（機密情報の取扱いの再委託）

第3条 乙は、秘密情報の取扱いを第三者に再委託してはならない。

2 乙は、本RFIに係る業務を遂行するため、秘密情報の取扱いを再委託する必要がある場合は、事前に、甲に対し、再委託業務の内容、再委託先の詳細等甲が要求する事項を書面により通知し、甲の承認を得なければならない。

（損害賠償）

第4条 乙が前各条項のいずれかに違反した場合又は甲の機密を漏えいしたことが明らかになった場合には、乙は、甲に直接生じた通常の損害に対して、賠償の責を負うものとする。

（秘密情報の返還、廃却）

第5条 乙は、甲から要請された場合及び本RFIが終了した場合並びに当該秘密情報を保有する必要が無くなったと判断する場合は、遅滞なく乙の責任において適切な廃却措置を講ずるものとする。

（秘密保持義務の継続）

第6条 乙は、本RFIの終了後においても、引き続き秘密保持の義務を負うものとする。

(その他)

第7条 本誓約書に定めのない事項または本誓約書に定めた各条項に疑義が生じた場合は、甲乙協議の上、誠意をもって解決するものとする。

年 月 日

(所在地) _____

(会社名) _____

(責任者 職・氏名) _____ ⑩